

## 福岡県感染拡大防止協力金

福岡県による要請に応じて、令和3年1月16日から2月7日までの全ての期間に、営業時間短縮を行った下記の要請対象施設を運営する事業者の皆様には「福岡県感染拡大防止協力金」を給付します。

※やむを得ない理由により1月16日から要請に応じられなかった場合は、1月18日までに要請に応じた方が対象になります。

## 福岡県からの要請

区 域	福岡県内全域
要請対象施設	○飲食店、喫茶店 ※宅配、テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。 ○遊興施設のうち食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。
要請期間	令和3年1月16日(土)0時から2月7日(日)24時まで
要請内容	○営業時間を5時から20時までの間とすること ※もともとの営業時間が5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外 ○酒類提供時間を11時から19時までとすること

## 給付額

1店舗あたり最大138万円(1日あたり6万円×23日)

※1月18日までに要請に応じ、2月7日までの全ての期間に要請に応じた場合、日割りで給付します。

## 申請受付期間

令和3年2月8日(月)～3月7日(日)

## 申請方法

電子申請または郵送申請(予定)

※申請方法の詳細は決まり次第、県のホームページ等でお知らせします。

## 給付要件

- ①福岡県内において、夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている要請対象施設を運営する事業者であること
- ②令和3年1月16日から2月7日までの全ての期間に、要請に応じていること。但し、やむを得ない理由により1月16日から要請に応じられなかった場合は、1月18日までに要請に応じ、2月7日までの全ての期間に要請に応じていること(※この期間、休業する場合も含む)
- ③要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

## 必要書類

- ①本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ
- ②通帳の写し
- ③確定申告書の写し  
(開業後間もないため、申告時期を迎えていない場合は、開業届又は法人設立届の写し)
- ④店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真
- ⑤飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し
- ⑥営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど)
- ⑦酒類の提供時間が分かる書類の写し又は写真(メニュー表など)※該当する飲食店のみ

※上記以外に事務局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

## 協力金に関するお問い合わせ先

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918(平日、土、日、祝日 9時~17時)

### 福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口> TEL:092-643-3599(9:00~18:00 平日)



### 福岡県飲食店及び接待を伴う飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金について

ステッカーを掲示している飲食店の事業者に対し、協力金と別に、感染防止対策の費用を助成します。(申請受付期間:令和2年9月18日~令和3年2月28日消印有効まで)

<コールセンター> TEL:0120-110-193(9:00~17:00 土日祝日も受付)



# 中小事業者に対する支援（一時金）

## 売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給

対象

緊急事態宣言<sup>※</sup>に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県など緊急事態宣言発令地域及び協力金の上限額引上げの対象となる緊急事態宣言発令地域に準じた取組を行うことが特措法担当大臣により確認された地域を順次追加。

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域等<sup>※</sup>の飲食店と直接・間接の取引があること、  
（農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）  
または、

②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと  
（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定）

により、本年1月または2月の売上高が対前年比▲50%以上減少していること

※緊急事態宣言の対象地域以外の地域であって、協力金の上限が引き上げられる、ステージⅣに向けて感染が拡大している地域であり、緊急事態宣言発令地域と同じ飲食店の夜8時までの営業時間短縮などの4点の主な取組を実施する等の要件を満たすことが特措法担当大臣により確認された地域を含む。

支給額

法人は40万円以内、個人事業者等は20万円以内の額を支給

※算出方法：前年1月及び2月の事業収入－（前年同月比▲50%以上の月の事業収入×2）

申請方法  
（調整中）

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言等によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。

なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。